

# 平成27年第11回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第11回総会
- 2・日時 平成27年11月2日(月) 午後15時～16時30分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

## 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)  
議案第2号 田畑転換等農地の形状変更届けについて (1件)  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について (2件)  
議案第4号 非農地証明願いについて (1件)
- その他 農業委員会職員会職員協議会視察研修について  
技連先進地視察研修について

## 5・出席者

| 議席番号    | 出 | 欠 | 委員名   | 議席番号 | 出 | 欠 | 委員名    |
|---------|---|---|-------|------|---|---|--------|
| (14)会長  | ○ |   | 藤 俊信  | 6    | ○ |   | 福島 晴人  |
| (13)副会長 | ○ |   | 庄山 嘉  | 7    | ○ |   | 藤井 和義  |
| 1       | ○ |   | 前田 稔  | 8    | ○ |   | 北川 利和  |
| 2       | ○ |   | 福島 強志 | 9    | ○ |   | 古川 正義  |
| 3       | ○ |   | 空閑 久生 | 10   | ○ |   | 川尻 宗代  |
| 4       | ○ |   | 岩永 嘉之 | 11   | ○ |   | 福田 タエ子 |
| 5       | ○ |   | 山口 則久 | 12   | ○ |   | 石橋 和馬  |

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第11回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

こんにちは。今年は長雨が続き、秋の収穫も7～10日間程遅れています。私は、未だ収穫していない土地が少し残っています。また、TPP交渉も何とか妥結したとの報道がありましたが、農産物（野菜・果物等）は、全面的に開放したと言っています。また、肉関係においても何年か後には0に近い関税になるとのことで、農家にとっては厳しい選択をしたなと思います。これから、国内部で批准するようですが、先行きに安心感を持っていませんので、覚悟しておかなければと思います。また、事後対策かと思いますが、平地の農地は良いのですが、中山間地に対する配慮が全く無いようです。そのような土地を持つ市町村は厳しい状況かと危惧しています。

農業委員さん方には農地パトロールをして頂き、大分済んでいるようですが、大山地区等いくつか残っているようです。今日もいろいろな議題がありますが、宜しく審議の程をお願いします

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、3番（空閑 久生）、4番（岩永 嘉之）委員をお願いします。続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。国道と町道の四ツ角信号付近です。JR敷地横に水路がありますが、河川に直接流れ込みますので、問題ありません。

## ○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○9番

隣接する住宅は、計画の対象地内ですか。

## ○事務局

はい。一体として計画されていますが、住宅地は宅地であり本日の申請対象ではありません。建物は未だ建っています。

## ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条の申請1番は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第2号 田畑転換等農地の形状変更届けについて議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

明記はしていませんが、払い下げ用悪水路の面積は〇〇.〇〇㎡で、価格は〇〇〇円、単価が㎡あたり〇〇〇円となっています。

以上です。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○5 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。手狭になった水田を盛土により嵩上げし、畑として利用される予定です。問題ないと考えます。

## ○11 番

申請地地区の委員として、補足説明致します。県道改良工事で住宅前の水田が減少し耕作できないようになったため、盛土をして形状変更した畑利用の予定です。農地としての利用ですので、問題ありません。

## ○議 長

確認委員と現地委員の補足説明が、終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 田畑転換等農地の形状変更届けについて、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、田畑転換等農地の形状変更届けについては受理されました。

続きまして、議案第3号1番 農業経営基盤強化促進法第12条4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～資料の読み上げ～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○5番

補足説明をいたします。私の住む申請地区で集落営農組織の法人化をしていますが、利用権設定ができない所があります。相続が終了していない筆や年金受給者が所有する農地は、利用権の設定ができないと普及センターからの指導があります。残った区域での受委託となります。その結果、7名となりました。最後の〇〇〇氏は、私が受委託していましたが、本人から後継者が居ないので任せるとの意向を受けて、契約期間の設定をしています。

## ○3番

利用権設定で殆どが2ヶ月となっていますが、その期間だけで大豆の収穫を終了することができるのですか？  
また、一人だけは契約期間が10年になっています。全体のバランスが取れていません。その理由は？

## ○事務局

本来は、播種からの委託期間なのですが、集落営農組織の法人化が夏近く（6月19日）になり、利用権設定できない人の確認作業等を行っていたら今回の申請までの事務手続きが遅れたために、2ヶ月の契約期間となりました。

更に、役場担当者の事務局が7月に異動した等の理由もあります。但し、営農組織としての受託により、表には出ていませんがきちんと作業を行い、証拠書類も保存しています。

## ○9番

今後、毎年大豆の利用権設定を行われるのですか。

## ○5番

基本的には、毎年契約となります。6月から12月迄です。しかし、将来的には契約期間を5～10年としたいと考えています。

### ○3 番

補助金の条件・しぼりはないのですか？

### ○事務局

農業公社を通しての利用権設定ではありませんので、しぼりはありません。〇〇〇市の〇〇〇ファームでは、農地中間管理機構を通すため、しぼりがあります。

### ○5 番

麦・大豆交付金は、認定農業者若しくは集落営農組織となっていますので、農業公社を通した場合には交付金を貰えなくなります。法人というだけで受けることができません。

### ○事務局

先日の農業委員会と農業者との意見交換会でも話題になりましたが、農地中間管理機構を利用する農業公社を通す場合、遊休（荒廃）農地を所有される農家は農地を受託することができません。その農地を非農地指定するか、農地に復元するしか方法はありません。このあたりから、農業委員会の農地パトロールによる非農地の取り扱いが重要になると思います。

### ○議長

だから、現在の有田町では農地中間管理機構を利用した農地集積が望めないので、非農地の指定を早急に図らなければならないと思います。その判断資料を基に、農家が法務局で農地転用登記をしなければなりません。

### ○3 番

補助金は、受託すれば受け取ることができるのですか？

### ○5 番

三つの作業を委託すれば、麦の交付金を受け取ることができます。

### ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号1番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請1番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条4項の規定による農用地利用集積計画を町長に対し要請することといたします。

続きまして、議案第3号2番 農業経営基盤強化促進法第12条4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の12ページをご覧ください。

～資料の読み上げ～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○3番

契約期が2ヶ月で、大豆の補助金が出るのですか？

## ○8番

補助金を得るだけのための利用権設定と思われても仕方ないような、契約にしか見えません。それを、農業委員会として認めたのかと問われたら、何も言えなくなる。

## ○事務局

今回の利用権設定前の作業は、表には出ていませんが営農組織としての受託によりきちんと作業を行い、証拠書類も保存していますので、補助金は出ます。

今後、来月にも大豆の作付けを目的とした利用権設定の案件として提出予定ですので、今回のように疑問を抱かれないようになります。但し、作付けする圃場が同じ箇所なら10年間の契約期間でも問題ないのですが、地力が落ちるからと作付けする圃場が変わる場合には毎年の契約となります。

## ○3番

受益地で、認定農業者の作業農地との重複はありませんか？

## ○事務局

ありません。対象農地が全く違います。但し、4月になってから立てられる営農計画（麦は前年度）との整合性は、チェックする必要があると認識しています。

## ○5 番

同じ圃場で、麦と大豆を作付けした場合、契約期間の重複を指摘されたら、どちらかを除外しなければならない可能性は残ります。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請2番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条4項の規定による農用地利用集積計画を町長に対し要請することといたします。

続きまして、議案第4号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、申請内容は、P14 からP17 が資料となります。

～資料の読み上げ～

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○4 番

P17の写真で確認できますように、小屋と家屋（現在居住せず）が裏の建物が手狭になり立て替えてあり、申請もれが今回判明したようです。周辺についての現況ですが、元の小屋跡には栗の木があり荒れていません。

## ○議 長

確認委員の説明が、終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。



## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号非農地証明願いについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号 非農地証明願いについて、許可されました。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。

その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成27年第11回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は12月1日(火)の予定です。

総会 16時30分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長

署 名

署 名 3 番

署 名 4 番

書 記

木寺 正文